

島根県ママさんバレーボール連盟登録規定 (令和7年度)

- 第1条 島根県ママさんバレーボール連盟(以下本連盟という)に登録しようとする団体は、本連盟所定の書式に必要事項を記載し3月31日までに申請するものとする。
但し、追加登録をする場合は大会開催日20日前までに申請登録をする。
- 第2条 本連盟の主催する大会、予選会、(以下競技会という)の参加は登録団体であって、且つその登録構成員によって編成されたチームでなければならない。ただし競技会参加規定により認められたときはこの限りではない。
- 第3条 競技会参加は1登録団体1チームとする。ただし競技会参加規定により認められたときはこの限りではない。
- 第4条 団体の登録構成員の資格は次の各号によるものとする。
(1) 同一小学校区又は同一中学校区に現住すること。
地区によっては日常練習を共にしている場合に限り、校区をとりやめ県登録の構成員とすることができる。
但し、以下のチーム構成については次の通りとする。
① いそじの部は同一市・郡内に現住すること。
② ことぶきの部、おふくの部は島根県内に現住すること。
(2) 学生を除いて女性であること。(独身でもよい)
ただし、独身の女性については、4月1日現在 35歳未満の方を独身女性とし、登録は何名でもよいが大会のエントリーは4名までとする。(35歳以上の方は他の登録女性と同じ扱いとする)
- 第5条 登録は一人1団体とする。ただし登録届けに他の登録をしている団体名を記載すれば登録することが出来るが、同一の競技会には1チーム限りから選手として出場するものとする。
- 第6条 登録団体はその登録構成員に追加あるいは変更がある場合は本連盟に届出なければならない。
- 第7条 登録構成員は予選大会に選手として出場しなくても予選大会の開催当日より本規定による有効な登録構成員である限り、予め本大会の許可を得て本大会に出場することが出来る。
(注)登録したチーム名は登録年度を有効とするもので年度中での変更はしない。

※ 登録書類提出先は、各地区 代表常任理事まで

※ 提出書類

- ・ 島根県ママさんバレーボール連盟加盟団体登録届
- ・ 支払明細書

※ 【提出方法について】 メールで提出希望のチームは 各地区代表常任理事へご相談ください。